

電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 268ページ）	改定した解説
<p>別表第四 2(1)の解説</p> <p>1. 本項は、点滅器（電磁開閉器操作スイッチを除く。）の構造について規定したものである。</p>	<p>1. 本項は、点滅器（電磁開閉器操作スイッチを除く。）の構造について規定したものである。</p> <p>2. ハ項(ト)において、</p> <p>(1) 「銘板」とは、器具の銘板又は結線表示板等をいい、ヒューズ自体の表示は、銘板表示とはみなさない。なお、多数個のヒューズを有する場合は、まぎらわしくないように表示しなければならない。</p> <p>(2) 「取り換えることのできないヒューズ」には、修理において発見できない箇所にあるヒューズ及びプリント配線板に端子を穴に通すことなく直接実装されたヒューズ（いわゆる、表面実装形ヒューズ又はチップヒューズ）を含む。</p> <p>(3) はんだ付けをした糸状ヒューズ、ばね作用をする部分を低融点合金で保持したヒューズ、リード線付きの筒状ヒューズでリード線をはんだ付けしたヒューズ等であって、修理において発見できる箇所にあるヒューズは、「取り換えることのできないヒューズ」とはみなさない。</p>

（当該部解釈）

別表第四 2 点滅器（電磁開閉器操作スイッチを除く。） (1) 構造

ハ ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付けるものにあつては、次に適合すること。

(イ) ～ (ヘ) (省略)

(ト) ヒューズの取付け部の近傍又は器具の銘板^(解説2)に定格電流を容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることのできないヒューズ^(解説2)にあつては、この限りでない。

この場合において、「取り換えることのできないもの」とは、器体を壊さなければ取り換えられないものをいう。

（参考）

JIS C 6575-4 (2009) 「ミニチュアヒューズ—第4部：UMヒューズリンク（UMF）並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク」 3. 定義（抜粋）

3.2 表面実装 UMヒューズリンク (surface mount fuse-link)

適切に設計された穴又はソケットに端子を通すことなく、はんだ付けその他の方法によって、直接プリント配線板表面に導電接着するように設計された UMヒューズリンク (スタンダードシート2に規定するヒューズリンク)。

3.2A 表面実装形ヒューズリンク

プリント配線板に設けられた穴に端子を通すことなく、はんだ付けその他の方法によって、直接プリント配線板に実装するよう設計された UMヒューズリンク以外のヒューズリンク (スタンダードシートJ2に規定するヒューズリンク)。

改定前の解説（解説本 第15版 316ページ）	改定した解説
<p>別表第四 6の解説</p> <p>1. 本稿は、接続器（ライティングダクトを除く。）の構造について規定したものである。</p> <p>2.～4. （省略）</p>	<p>1. 本稿は、接続器（ライティングダクトを除く。）の構造について規定したものである。</p> <p>2.～<u>5.</u> （省略）</p> <p>6. <u>ハ項(ト)において、</u></p> <p><u>(1) 「銘板」とは、器具の銘板又は結線表示板等をいい、ヒューズ自体の表示は、銘板表示とはみなさない。なお、多数個のヒューズを有する場合は、まぎらわしくないように表示しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 「取り換えることができないヒューズ」とは、修理において発見できない箇所にあるヒューズ又は器体若しくは部品を破壊しなければ取り出せないヒューズをいい、プリント配線板に端子を穴に通すことなく直接実装されたヒューズ（いわゆる、表面実装形ヒューズ又はチップヒューズ）を含む。</u></p> <p><u>(3) はんだ付けをした糸状ヒューズ、ばね作用をする部分を低融点合金で保持したヒューズ、リード線付きの筒状ヒューズでリード線をはんだ付けしたヒューズ等であって、修理において発見できる箇所にあるヒューズは、「取り換えることができないヒューズ」とはみなさない。</u></p>

（当該部解釈）

別表第四 6 接続器（ライティングダクトを除く。） (1) 構造

ハ ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付けるものにあつては、次に適合すること。

(イ)～(ヘ) (省略)

(ト) ヒューズの取付け部の近傍又は器具の銘板^(解説6)に定格電流を容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズ^(解説6)にあつては、この限りでない。

改定前の解説（解説本 第15版 398ページ）	改定した解説
<p>別表第六1(2)の解説</p> <p>23. ネ項(リ)の、「銘板」とは、器具の銘板又は結線表示板等をいい、ヒューズ自体の表示は、銘板表示とはみなさない。なお、多数個のヒューズを有する場合は、まぎらわしくないように表示しなければならない。「取り換えることができない構造のもの」とは、修理において、発見できない箇所にあるヒューズ又は器体若しくは部品を破壊しなければ取り出せないヒューズをいう。また、はんだ付けをした糸状ヒューズ、ばね作用をする部分を低融点合金で保持したヒューズ、リード線付きの筒状ヒューズでリード線をはんだ付けしたヒューズ等であって、修理において発見しやすい箇所にあるヒューズは、「取り換えることができない構造のもの」とはみなさない。</p>	<p>23. ネ項(リ)において、</p> <p>(1) 「銘板」とは、器具の銘板又は結線表示板等をいい、ヒューズ自体の表示は、銘板表示とはみなさない。なお、多数個のヒューズを有する場合は、まぎらわしくないように表示しなければならない。</p> <p>(2) 「取り換えることができない構造のもの」とは、修理において発見できない箇所にあるヒューズ又は器体若しくは部品を破壊しなければ取り出せないヒューズをいい、プリント配線板に端子を穴に通すことなく直接実装されたヒューズ（いわゆる、表面実装形ヒューズ又はチップヒューズ）を含む。</p> <p>(3) はんだ付けをした糸状ヒューズ、ばね作用をする部分を低融点合金で保持したヒューズ、リード線付きの筒状ヒューズでリード線をはんだ付けしたヒューズ等であって、修理において発見できる箇所にあるヒューズは、「取り換えることができない構造のもの」とはみなさない。</p>

(当該部解釈)

別表第六1 共通の事項 (2) 構造

ネ ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付けるものにあつては、次に適合すること。

(イ)～(チ) (省略)

(リ) ヒューズの取付け部の近傍又は銘板^(解説 23)に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を容易に消えない方法で表示すること。ただし、ヒューズを容易に取り換えることができない構造のもの^(解説 23)にあつては、この限りでない。

改定前の解説（解説本 第15版 500ページ）	改定した解説
<p>別表第八1(2)の解説</p> <p>45. マ項において、</p> <p>(1) 「その銘板」とは、器具の銘板又は結線表示板等をいい、ヒューズ自体の表示は、銘板表示とはみなさない。なお、多数個のヒューズを有する場合は、まぎらわしくないように表示しなければならない。</p> <p>(2) 「取り換えることができないヒューズ」とは、修理において発見できない箇所にあるヒューズ又は器体若しくは部品を破壊しなければ取り出せないヒューズをいう。</p> <p>(3) はんだ付けをした糸状ヒューズ、ばね作用をする部分を低融点合金で保持したヒューズ、リード線付きの筒状ヒューズでリード線をはんだ付けしたヒューズ等であって、修理において発見しやすい箇所にあるヒューズは、「取り換えることができないヒューズ」とはみなさない。</p>	<p>45. マ項において、</p> <p>(1) 「その銘板」とは、器具の銘板又は結線表示板等をいい、ヒューズ自体の表示は、銘板表示とはみなさない。なお、多数個のヒューズを有する場合は、まぎらわしくないように表示しなければならない。</p> <p>(2) 「取り換えることができないヒューズ」とは、修理において発見できない箇所にあるヒューズ又は器体若しくは部品を破壊しなければ取り出せないヒューズをいい、<u>プリント配線板に端子を穴に通すことなく直接実装されたヒューズ（いわゆる、表面実装形ヒューズ又はチップヒューズ）を含む。</u></p> <p>(3) はんだ付けをした糸状ヒューズ、ばね作用をする部分を低融点合金で保持したヒューズ、リード線付きの筒状ヒューズでリード線をはんだ付けしたヒューズ等であって、修理において発見できる箇所にあるヒューズは、「取り換えることができないヒューズ」とはみなさない。</p>

（当該部解釈）

別表第八1 共通の事項 (2) 構造

マ ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板^(解説 45)またはヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズ^(解説 45)にあつては、この限りでない。